

神 監 2 第 38 号
令和 2 年 7 月 22 日

A 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	沖	久	正	留

一時保護に要する費用の違法支出，
児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置にかかる費用，
児童相談所における調査，判定及び指導にかかる費用及び
一時保護に要する費用の違法支出に対する原因究明，原因除去に関する
住民監査請求の監査結果について（通知）

令和 2 年 6 月 2 日，同月 3 日，同月 8 日及び同月 19 日に受付されました標記の住民監査請求について，地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

請求人A（以下「請求人」という。）から令和2年6月2日，同年6月3日，同年6月8日及び同年6月19日付けをもって受け付けた監査請求書「住民監査請求について」によると，請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の要旨

児童相談所（神戸市こども家庭局こども家庭センター）B所長，C職員（以下「B所長等」という。）が，児童養護施設Dから移送された児童Eを一時保護と騙し，令和元年7月1日から同年8月26日までの間，監禁した。児童福祉法（以下「法」という。）第27条の3の規定により，事件を家庭裁判所に送致すべきを，法第33条の10及び第33条の11を認識し，計画的，故意に送致せずに，私的制裁，リンチにより，児童Eを退所させるまで違法に児童Eを61日間，監禁，虐待した。

精神障害ある，監護能力に欠けた親権者Fに，児童Eを他の施設に移送すると脅し，児童Eの退所を強要し，児童Eを退所させた。

B所長等は，故意に児童Eの憲法第26条の就学措置を採らず，法第11条第1項第2号ハ及びニの調査，判定及び指導業務の主要部分を故意に欠いた。ケア，治療することなく，故意に専門の医師等による診断書もなく，リンチして，ケア，賠償を放置した。

B所長等は2020年2月27日付け神こ第2773号等で虚偽公文書を作成，行使し，また，公用文書毀損，背任を行い，法第33条規定の一時保護であるとした。

法手続きのない違法の監禁に法第50条第8号の一時保護費用を違法に支出したことについて監査を請求する。

法第12条第3項の規定による弁護士が，これら違法措置にかかわり，相談，共同，支援を行ったと考えざるを得ず，違法な業務，成果，主体への費用支弁は違法として監査を請求する。

B所長等が行った，法的根拠を欠いた，監禁，ケアの放置等は，地方公務員法第32条，第33条及び第35条等に違反し，刑事責任，懲戒免職妥当であり，今もなお公務を執行する行為は，法と秩序を紊乱，私的制裁，背任等の完遂を強固に支持，承認するものであり，これらB所長等に対する給与の支弁は違法として監査を請求する。

法第11条第1項第2号ハ及びニの調査，判定及び指導業務について，支弁根拠の診断もない支弁は違法として監査を請求する。

(1) 請求の対象職員

神戸市こども家庭局こども家庭センター B所長，C職員

(2) 対象の財務会計上の行為等

ア 法手続きのない違法の監禁，ケアの放置等に対する一時保護費用の支出。

イ 法手続きのない違法の監禁，ケアの放置等にかかわった弁護士に関する費用の支出。

ウ 法手続きのない違法の監禁，ケアの放置等を行ったB所長等への給与の支出。

エ 法手続きのない違法の監禁，ケアの放置等に対する調査，判定及び指導業務に関する費用の支出。

(3) 市に対する損害等

- ア 家庭裁判所に送致すべきものを送致せず，就学措置，調査，判定及び指導業務を故意に行わず，虚偽公文書を作成，行使，公用文書毀損，背任を行い，違法に一時保護として児童Eを監禁，虐待し，支出した費用。
- イ アの違法措置にかかわった弁護士に関して支出した費用。
- ウ アの違法措置を行ったB所長等に支出した費用（給与）。
- エ 支弁根拠の診断もなく，調査，判定及び指導業務として支出した費用。

(4) 請求する措置等

- ア 違法な一時保護に関する費用支出の是正を求める。
- イ 違法措置にかかわった弁護士に関する費用支出の是正を求める。
- ウ 違法措置を行ったB所長等に支払った給与の補填を求める。
- エ 支弁根拠の診断もなくなされた，調査，判定及び指導業務に関する費用支出の是正を求める。

理 由

- 1 法第 33 条の規定は，法第 26 条第 1 項の措置を採るに至るまでの規定であり，児童養護施設に入所措置を採られた児童に一時保護は，法律上絶対にあり得ない。法第 27 条の 3 の規定により，事件を家庭裁判所に送致すべきものを，送致せず，児童養護施設Dから移送された児童Eを監禁，虐待し，精神障害のある，監護能力に欠けた親権者Fに，児童Eを他の施設に移送すると脅し，退所を強要し，退所させた。また，故意に，憲法第 26 条の就学措置，法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニの調査，判定及び指導業務の主要部分を欠くと共に，虚偽公文書を作成，行使，公用文書毀損，背任を行った。これらの違法措置に法第 50 条第 8 号の一時保護費用を支出したことは違法である。
- 2 1 の違法措置にかかわった，法第 12 条第 3 項の規定による弁護士に関して費用を支出したことは違法である。
- 3 1 の違法措置を行ったB所長等は，地方公務員法の規定に違反し，刑事責任，懲戒免職妥当であり，今もなお公務を執行する行為は，法と秩序を紊乱，私的制裁，背任等の完遂を強固に支持，承認するものであるにもかかわらず，B所長等に対して給与を支出することは違法である。
- 4 法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニの調査，判定及び指導業務の主要部分を欠き，支弁根拠の診断もないにもかかわらず，調査，判定及び指導業務の費用を支出することは違法である。

第 2 監査の実施

請求人から提出された請求は，請求書を照合した結果，神戸市こども家庭センターの一時保護等にかかる一連の行為に対する請求であると認められるため，4 件の請求を併せて監査を実施した。

1 監査の対象

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等については，監査請求書及びこれに添付さ

れた事実を証する書類の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合して特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されており、他の事項から区別し、特定して認識できるように個別具体的に摘示しなければならない(最高裁判所平成2年6月5日判決、最高裁判所平成16年11月25日判決、最高裁判所平成18年4月25日判決)。具体的には、監査委員において住民監査請求の対象を特定するために調査を要することなく、当該請求において具体的にいかなる財務会計上の行為等が問題とされているかを理解することができ、当該行為等について違法又は不当を判断するだけでよい程度まで特定されていることが求められる。それゆえ、監査委員が監査を実施するために、その対象を選択しなければならないようなものや、監査委員が住民監査請求の対象を探索しなければ、監査を実施することができないようなものは、請求の特定を欠くものとして不適法である。

この点、請求人は、監査請求書「住民監査請求について」及び添付されている事実証明書から令和元年7月1日から同年8月26日の間の神戸市こども家庭センターでの一時保護を取り上げていると解され、家庭裁判所に送致すべきものを、送致しなかったこと、児童養護施設Dから移送された児童Eを監禁、虐待したこと、精神障害のある、監護能力に欠けた親権者Fに、児童Eを他の施設に移送すると脅し、退所を強要し、退所させたこと、就学措置、調査、判定及び指導業務を故意に行わなかったこと、虚偽公文書を作成、行使、公用文書毀損、背任を行ったことから、(1)これらの措置に対する一時保護費用の支出の是正、(2)調査、判定及び指導業務にかかる費用の支出の是正、(3)これらの措置に関与した弁護士にかかる費用の支出の是正、(4)これらの措置を行った職員の給与の補填、を求め、対象となる行為と違法事由を特定している。

以上より、監査の対象を、当該一時保護費用の支出、調査、判定及び指導業務にかかる費用の支出、弁護士にかかる費用の支出、当該職員の給与の支給について、違法又は不当な点があるか、是正及び補填すべき損害があるか、とする。

2 監査の実施

こども家庭局こども家庭センターの関係職員から事情聴取を実施したほか、関係書類等について監査を実施した。

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の意向を打診したところ、証拠として、令和2年6月12日付け、同年7月6日付けをもって書面が提出されたが、陳述の希望はなかった。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 個人情報保護条例

神戸市個人情報保護条例(平成9年10月9日条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第1号では、個人情報とは、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、また識別されうるものをいう」と規定し、同条第4号では実施機関には監査委員も含まれると規定している。

また、第7条第2項では、実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこ

れを収集しなければならない。ただし、法令等に規定がある場合等は、この限りではない、と規定している。

さらに、第9条第1項では、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、法令等に規定がある場合等は、この限りではない、とされている。

(2) 情報公開条例

神戸市情報公開条例（平成13年7月16日条例第29号。以下「公開条例」という。）では、第2条第3号で、実施機関には監査委員も含まれ、第3条で、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない、とし、第10条で、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（同条第1号）等が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない、と規定している。

本市「情報公開事務の手引き」の解釈運用編によれば、この第1号の規定はプライバシー保護について定めたものであり、公文書公開によりプライバシー侵害が生じることのないように、個人に関する情報には最大限の配慮をし、特定の個人が識別される情報だけでなく、「識別されうる」情報、すなわち、容易に知りうる他の情報と結合することにより特定の個人が分かる情報についても原則非公開としている。

個人に関する情報とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報その他個人との関連性を有するすべての情報を含むとされ、具体的には、氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報、学歴、職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動状況に関する情報等がこれに該当するとされている。

また、「情報公開事務の手引き」によると、公文書を公開するか否かは、制度上、請求者が誰であるのかを問わず、一律に判断されなければならない、個人に関する情報について当該本人から請求があったような場合でも当該情報が誰に対しても公開できるものでない限り、制度上は、本人に対しても非公開とする、としている。

さらに、公開条例第12条では、実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができると規定し、特定個人の病歴情報など、非公開決定を行ったとしても、公文書を特定するだけで、プライバシーなど、個人の権利利益が害される場合には、公文書の存否応答を拒否しうる、としている。

(3) 一時保護の制度について

法第33条第1項では児童相談所長は必要があると認めるときは児童の一時保護を行うことができることを定める。また、同第2項で都道府県知事は必要があると認める場合には児童相談所長に児童の一時保護を行わせることができることを定めるが、この都道府県知事による一時保護は、法第59条の4第1項において、指定都市が処理するものとされているこ

とから、神戸市長の権限に属し、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第 46 条第 2 項第 15 号（平成 31 年 3 月 29 日規則第 67 号）において、神戸市長から児童相談所長に委任されているので、神戸市においては、第 2 項においても、児童相談所長が一時保護の権限を有することとなる。

一時保護を要するとの判断は、国が定める一時保護ガイドライン（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）、児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）等に基づき、児童相談所で受け付けた事例について協議し、一時保護の要否の検討や、最も適切で効果的な相談援助方針を検討することを目的とし、神戸市こども家庭センター相談判定部門の係長級以上がすべて出席する、受理会議等での検討を踏まえて行っている。

一時保護ガイドラインによると、一時保護の機能として、緊急保護とアセスメントがある。緊急保護は、棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合等、緊急保護を行う必要がある場合に、アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

一時保護は行政処分であり、一時保護を決定した場合、保護者に対して一時保護決定通知書を送付することとしているが、当該通知書に不服申立てに関する教示文を掲載している。

神戸市こども家庭センターに併設する一時保護所は相部屋 5 室 個室 4 室 計 9 室で定員 50 名である。

(4) 児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置について

児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面が増えてきており、平成 28 年の法改正により、法第 12 条第 3 項の規定において、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置が追加された。

これを受けて、神戸市では令和元年 10 月より、児童相談所の法的対応力を強化し、専門性を高めるために、児童福祉法務専門官として弁護士を特定任期付職員として採用している。

児童福祉法務専門官の職務内容は、採用選考案内によると以下の 4 項目である。

- ①児童相談所（神戸市こども家庭センター）職員の法律相談
- ②家庭裁判所申立書類、審査請求弁明書の作成
- ③その他児童相談関連業務（援助方針の検討、家庭訪問の同行、面接での同席等）
- ④こどもに関する施策にかかる法律相談

特定任期付職員であるため、給与が支払われるが、このほか、弁護士会費を公費負担している。

(5) 調査、判定及び指導業務について

法第 11 条第 1 項第 2 号ハ、ニ、第 12 条第 2 項の規定により、児童相談所は「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと」「児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の

健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと」と定められている。

調査、判定及び指導のあり方については、児童相談所運営指針第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務等に示されている。

(6) 就学に関する措置について

憲法第26条第1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めており、この規定は一時保護されている児童にも保障される。

2 当局の説明

こども家庭局こども家庭センターからは、次のとおり説明があった。

(1) 個人情報の取扱いについて

この度の住民監査請求においては、特定の児童にかかる一時保護その他の対応が神戸市こども家庭センターその他の関係機関により行われていることが前提とされているところであるが、当該一時保護等の存否について応答すること自体が保護条例に抵触すると考えられるため、個別の事例に関することについては、事実の有無も含めて回答しない。これは保護条例第9条、公開条例第10条第1号、及び第12条の規定に基づく。

なお、令和元年5月24日付け答申第200号「神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）」によれば、法第25条に基づき神戸市の担当部署が要保護児童の通告を受け、同法に基づいて神戸市の担当部署が措置を行った記録のすべて（ただし、〇〇警察署から受けたもののみ。）を対象とした公開請求にして、相談受理票等の文書を特定のうえ、部分公開決定を行ったことに対する審査請求についての諮問に対し、

「個人情報の中でも特に配慮を要するプライバシー性の高い情報は、仮に特定個人が識別される住所、氏名等の情報を除外したとしても、関係人であれば新たな情報が明らかになる可能性も否定できず、一般的には部分公開は適当ではなく、一体として非公開とすべき情報であるといえる。」

「関係人が公文書の存否を知ることになれば、すでに保有している情報と照合することによって、新たな情報を知りうることも十分に考えられ、その結果、当該児童の権利利益が侵害されるおそれがあることは明らかである。」

「本件請求に対しては、公開請求の対象公文書の存否を答えるだけで新たな事実が判明するおそれがあるため、条例第10条第1号アに該当し、条例第12条第1項に基づく存否応答の拒否決定をすべき事案であったといえる。」

「処分庁においては、公開請求の内容及び対象となる情報の性質を十分に考慮し、より一層慎重に判断をすべきである。」

との答申が出されており、本件請求に対する前述の対応はこの趣旨に沿った取扱いであると考えている。

(2) 一時保護について

一時保護を要するとの判断は、国が定める一時保護ガイドライン、児童相談所運営指針等に基づき、受理会議等での検討を踏まえて行っている。

一時保護ガイドラインによると、一時保護の機能として、緊急保護とアセスメントがある。緊急保護は、棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合等、緊急保護を行う必要がある場合に、アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

一時保護を行う場合には、原則として神戸市こども家庭センター相談判定部門の係長級以上すべてが出席する内部の受理会議等で、その要否を検討している。担当の児童福祉司がその決定に至る過程や調査結果等の記録を作成し、内部決裁の手続きを行っている。一時保護のような行政処分については、決定も解除も共に所長まで書面で決裁を行い、意思決定を行っている。

児童の一時保護を行った場合の日々の指導及び観察については、その児童を担当する児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等が、その記録を作成し、担当の係長、課長等が決裁を行っている。

法第 27 条第 1 項第 3 号措置中の児童について一時保護した事例はある。そのうち児童養護施設入所措置中の児童を一時保護した場合は、入所措置を停止し、一時保護開始決定を行うことになる。

これら一時保護の業務にかかる費用は、神戸市一般会計予算書において、「第 4 款民生費・第 3 項こども家庭費・第 11 目児童相談所費」（施設の管理運営及び事業費）及び「第 4 款民生費・第 1 項民生総務費・第 1 目職員費」（職員の給与等）として計上されており、神戸市会計規則その他関係法令に基づき、「神戸市長の権限に属する事務の専決規程」に定める決裁権者の決裁により執行することになるが、個別事例ごとの費用の算定は、その支出を特定できないことから、現実的に困難である。

なお、神戸市こども家庭センター平成 30 年度事業報告によると、平成 30 年度の一時保護児童の家庭裁判所送致件数は 6 件であるが、これらは法第 27 条第 1 項第 4 号に基づく家庭裁判所への送致事件であり、虞犯又は触法事件である。平成 30 年度において、同法第 27 条の 3 に基づく家庭裁判所への送致事件はない。

(3) 弁護士の配置又はこれに準ずる措置について

神戸市では令和元年 10 月より、児童相談所の法的対応力を強化し、専門性を高めるために、児童福祉法務専門官として弁護士を特定任期付職員として公募で採用している。

児童福祉法務専門官は主に以下のような業務を行っている。

- ・児童相談所がかかわる相談全般について職員からの法的な質問に対する支援を行う。
- ・会議（外部機関との会議を含む）へ出席し法的な助言を行う。
- ・虐待通告があった世帯に対する家庭訪問や面接場面に同席し、保護者等に専門的な見地から助言及び指導を行う。

- ・児童福祉司が策定する虐待通告に対する援助方針について法的な助言を与える。
- ・法第 28 条に基づく申立，親権喪失及び停止，後見人選任などの申立を行う際の書類の作成，不服申立てに対する弁明書の作成。

当該専門官は市職員として採用しており，条例に基づき給与支給を行っている。このほか，弁護士として勤務するためには，弁護士会へ入会し，弁護士名簿に登録する必要があり，会費の負担が発生する。

弁護士の資格をもって勤務することは，弁護士配置を求める法第 12 条第 3 項の趣旨からしても必要であると考えており，採用選考案内の受験資格にも弁護士名簿への登録を求めている。本市においては，法の趣旨を踏まえ，弁護士として優秀な人材を確保する観点から，弁護士会費を市費で負担することを決定しており，当該専門官の弁護士会費を公費負担している。

(4) 調査，判定及び指導業務について

神戸市こども家庭センターにおける調査，判定及び指導については，1 (3) の児童相談所運営指針等に沿って，以下のように運用している。

- ①当所への相談，通告等があれば，受理会議を開催し，相談についての主たる担当者，調査，診断，一時保護の可否を協議，検討する。
- ②対象児童について，児童福祉司による社会診断，児童心理司による心理診断，必要に応じ児童精神科医による医学診断，さらに一時保護を行った児童については児童指導員，保育士による行動診断を行う。
- ③上記の診断結果等をもとに判定を行うと共に，援助方針会議を開催して援助方針を決定する。
- ④診断結果や援助方針等に基づき，児童及び保護者に対して必要な指導を行う。
- ⑤これらの調査，判定及び指導について記録を作成のうえ決裁を行う。

これらの業務にかかる費用は，神戸市一般会計予算書において，「第 4 款民生費・第 3 項こども家庭費・第 11 目児童相談所費」（施設の管理運営及び事業費）及び「第 4 款民生費・第 1 項民生総務費・第 1 目職員費」（職員の給与等）として計上されており，神戸市会計規則その他関係法令に基づき，「神戸市長の権限に属する事務の専決規程」に定める決裁権者の決裁により執行することになるが，個別事例ごとの費用の算定は，その支出を特定できないことから，現実的に困難である。

(5) 一時保護の事後の評価について

本市では，法第 8 条に定める児童福祉審議会にあたる，神戸市市民福祉調査委員会児童福祉専門分科会の権利擁護部会において，対象児童の属性（年齢，性別，家族構成），通報内容，介入方法，調査結果，援助方針等を記載した，個別の援助計画書を資料として委員に配布（会議終了後に資料回収）し，一時保護に至った経緯等をこの計画書及び当該会議での質疑により，委員が内容を確認することとしている。これによって，事後的にはあるが，一時保護の適否について外部の視点より確認してもらう機会を確保している。

また，児童虐待における強制的な親子分離等親権の制限を必要とする場合等の法律的な判

断及び手続をサポートしてもらい、児童虐待に迅速な対応を図ることを目的として、平成13年度より、「児童虐待防止サポート制度」を実施し、兵庫県弁護士会から弁護士の派遣を受けているが、この弁護士が出席する事例検討会においても援助計画書の内容の確認による外部チェックの機会としている。

(6) 請求人の主張について

ア B所長等が、令和元年7月1日から同年8月26日までの間、児童養護施設Dから移送された児童Eを違法に監禁、虐待したことについて

2(1)で述べた理由から、個別事情に関することは、事実の有無も含めて回答できない。

なお、神戸市こども家庭センターにおいて、いかなる児童に対しても違法に監禁、虐待したという事実は認められない。

イ B所長等が、精神障害ある、監護能力に欠けた親権者Fに、児童Eを他の施設に移送すると脅かし、児童Eの退所を強要し、児童Eを退所させたことについて

2(1)で述べた理由から、個別事情に関することは、事実の有無も含めて回答できない。

なお、神戸市こども家庭センターにおいて、いかなる親権者に対しても、他の施設へ移送すると脅したり、児童の退所を強要したという事実は認められない。

ウ 法第27条の3の規定により、事件を家庭裁判所に送致すべきを、送致しなかったこと（法第33条の規定は、法第26条第1項の措置を採るに至るまでの規定であり、児童養護施設に入所措置を採られた児童に一時保護は、法律上絶対にあり得ない。当たり前に事件を家庭裁判所に送致しなければならなかった）について

2(1)で述べた理由から、個別事情に関することは、事実の有無も含めて回答できない。

なお、法第27条の3は、「たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第33条、(中略)の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。」と規定しており、第33条による一時保護の権限として認められる場合には、事件を裁判所に送致する必要はないと認識している。

神戸市における過去の事例として、児童自立支援施設に児童を送致するにあたり、送致先の施設における強制的措置が必要と認められる場合に、法第27条の3に基づき、家庭裁判所に事件を送致している。

また、一時保護ガイドラインにおいては、アセスメント保護について、「これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。」とあり、このことは、一旦法第27条第1項第3号による措置として施設入所等を行った児童についても、新たに一時保護の必要性が生じれば、法第33条に基づく一時保護が可能であることを示している。

法第33条が「第26条第1項の措置を採るに至るまで」「第27条第1項又は第2項の措置を採るに至るまで」と規定する趣旨は、当該措置を行うことにより一時保護の目的が一旦は達成されることから、当該措置により一時保護が解除されることを述べたものであり、その後一時保護の必要性が生じた場合に改めて一時保護を行うことを否定するもの

ではない。

エ 憲法第 26 条の就学，法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニの措置の主要部分を欠いたことについて

2 (1) で述べた理由から，個別事情に関することは，事実の有無も含めて回答できない。

なお，神戸市こども家庭センターにおいて一時保護した児童について，憲法第 26 条又は法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニに反する処遇を行った事実は認められない。

就学に関し，一時保護所においては，学習指導員により学習指導が平日毎日 3 時間行われている。また，公立小中学校において義務教育中の児童については，一時保護期間中は欠席とはならない扱いとなっているほか，学校で行われている定期テストについては一時保護所内で受験可能としている。また在籍校の教員等から教材等を児童に交付する場合もある。児童の在籍校への通学の必要性が高い場合は，在籍校に近い施設へ一時保護委託を行う等により通学を行う場合もある。

オ 法手続きのない違法な監禁に法第 50 条第 8 号の一時保護費用を違法に支出したことについて

2 (1) で述べた理由から，個別事情に関することは，事実の有無も含めて回答できない。

なお，神戸市こども家庭センターにおいて，一時保護費用を違法に支出した事実は認められない。

カ B 所長等が虚偽公文書を作成，行使し，また，公用文書毀損，背任を行ったことについて

神戸市こども家庭センターにおいては，令和 2 年 2 月 27 日付け神こ第 2773 号をはじめ，虚偽公文書を作成，行使し，また，公用文書毀損，背任を行った事実は認められない。

キ 法第 12 条第 3 項の規定による児童福祉法務専門官が違法措置にかかわり，相談，共同，支援を行い，違法な業務，成果，主体への費用支弁は違法について

2 (1) で述べた理由から，個別事情に関することは，事実の有無も含めて回答できない。

なお，当該専門官は，請求人が主張する令和元年 7 月から 8 月の期間は本市において勤務していない。本市が専門官を採用したのは，令和元年 10 月 1 日である。当該専門官が採用以降，違法な措置にかかわった事実，違法な業務にかかわった事実は認められない。

ク ケア，治療することなく，故意に専門の医師等による診断書もなく，リンチして，ケア，賠償を放置したことについて

2 (1) で述べた理由から，個別事情に関することは，事実の有無も含めて回答できない。

請求者が主張する事実が存しないため，賠償の必要性はないと認識している。

ケ B 所長等に対する給与等の支弁は損害であり，かつその支弁が継続していることについて

請求者が主張する事実が存しないため，B 所長等に対する給与等の支弁は損害に当たら

ないと認識している。

コ 法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニの調査、判定及び指導業務について、支弁根拠の診断もない支弁は違法について

2 (1) で述べた理由から、個別事情に関することは、事実の有無も含めて回答できない。

なお、神戸市こども家庭センターにおいて、調査、判定及び指導業務について、その費用を違法に支出した事実は認められない。

3 判断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、こども家庭局こども家庭センターの説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 理由「法第 33 条の規定は、法第 26 条第 1 項の措置を採るに至るまでの規定であり、児童養護施設に入所措置を採られた児童に一時保護は、法律上絶対にあり得ない。法第 27 条の 3 の規定により、事件を家庭裁判所に送致すべきものを、送致せず、児童養護施設 D から移送された児童 E を監禁、虐待し、精神障害のある、監護能力に欠けた親権者 F に、児童 E を他の施設に移送すると脅し、退所を強要し、退所させた。また、故意に、憲法第 26 条の就学措置、法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニの調査、判定及び指導業務の主要部分を欠くと共に、虚偽公文書を作成、行使、公用文書毀損、背任を行った。これらの違法措置に法第 50 条第 8 号の一時保護費用を支出したことは違法である。」について

ア 個人情報保護について

(ア) 当局の主張

こども家庭局こども家庭センターは、この度の住民監査請求においては、特定の児童にかかる一時保護その他の対応が神戸市こども家庭センターその他の関係機関により行われていることが前提とされているところであるが、当該一時保護等の存否について応答すること自体が保護条例に抵触すると考えられるため、個別の事例に関することについては、事実の有無も含めて回答しない、とする。

(イ) 条例の解釈

一般論として、監査委員からの求めに応じて、個人情報を含む資料を監査対象局が提出することが、保護条例に抵触するか否かであるが、この点、保護条例第 7 条第 2 項では、実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならないとされているところであるが、法令等に規定があるときは、この限りでないとされている。

また、保護条例第 9 条第 1 項では、実施機関は、取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないとされているところであるが、法令等に規定があるときは、この限りでないとされている。

したがって、監査委員が、地方自治法第 242 条の規定に基づき、住民監査請求の監査対象局に対して、監査請求内容の一部となっている個人情報を含む資料の提出を求め、それに応じて、監査対象局が保有情報をその事務の目的の範囲を超えて資料を提出したとして

も保護条例に抵触するものではないと解される。

次に、特定児童にかかる一時保護という個人情報が含まれた本件監査請求において、監査結果を請求人に通知することが、保護条例に抵触するか否かであるが、この点、一般論として、監査請求内容に特定児童にかかる一時保護という個人情報が含まれていた場合、仮に、請求内容の調査に着手すれば、請求人に監査結果を通知しなければならないが、調査を行うということは請求に書かれた特定児童にかかる一時保護が前提となるため、調査を行ったと通知するだけで、当該特定児童が一時保護を受けているかどうかという個人情報を請求人に提供することとなる。

保護条例第9条第1項では、実施機関は、取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないとされている。

また、公開条例第10条では、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報等を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないとされており、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報が含まれる場合は、公開しないことが規定されている。

よって、本件監査請求について、監査結果を請求人に通知する行為そのものが、個人情報の提供の制限を規定する保護条例第9条第1項に抵触することになるため、監査結果を通知することはできない。

(ウ) 3(1)の判断

以上、監査委員が監査請求内容の一部となっている個人情報を含む資料を監査対象局に求め、必要な情報の提供を受けることについては、問題ないが、本件監査請求には、特定児童にかかる個人情報が含まれることになり、個人情報にかかる調査の有無を記載した監査結果を請求人に通知することはできない。

したがって、請求人が主張する特定児童にかかる一時保護費用の支出、について違法かどうかの判断を示すことができない。

よって、上記の違法措置の事実は確認できない。

(2) 理由「3(1)の違法措置にかかわった、法第12条第3項の規定による弁護士に関して費用を支出したことは違法である。」について

法第12条第3項に基づき配置された弁護士は、特定任期付職員として採用され、以下の業務に携わる。

- ・児童相談所がかかわる相談全般について職員からの法的な質問に対する支援を行う。
- ・会議（外部機関との会議を含む）へ出席し法的な助言を行う。
- ・虐待通告があった世帯に対する家庭訪問や面接場面に同席し、保護者等に専門的な見地から助言及び指導を行う。
- ・児童福祉司が策定する虐待通告に対する援助方針について法的な助言を与える。
- ・法第28条に基づく申立、親権喪失及び停止、後見人選任などの申立を行う際の書類の作成、不服申立てに対する弁明書の作成。

これらの業務に違法又は不当である事実は認められない。また、弁護士の給与、その他

の費用は、条例、神戸市会計規則その他関係法令に基づき、「神戸市長の権限に属する事務の専決規程」に定める決裁権者の決裁により執行されており、違法又は不当である事実は認められない。弁護士会費を公費で負担するかどうかについては、当該自治体の判断に委ねられており、弁護士として勤務させるために会費を公費で負担したとしても、そのことが違法又は不当であるとは言えない。

請求人は、当該専門官である弁護士が、違法措置にかかわり、相談、共同、支援を行ったと考えざるを得ず、と主張するが、その証拠はなく、また、そのような事実も認められない。

よって、当該専門官である弁護士が違法又は不当な措置にかかわったとは認められず、弁護士に関して費用を支出したことが違法又は不当であるとは認められない。

- (3) 理由「3 (1)の違法措置を行ったB所長等は、地方公務員法の規定に違反し、刑事責任、懲戒免職妥当であり、今もなお公務を執行する行為は、法と秩序を紊乱、私的制裁、背任等の完遂を強固に支持、承認するものであるにもかかわらず、B所長等に対して給与を支出することは違法である。」について

請求人は、本件給与の支給を違法としているが、その根拠は、B所長等の行為そのものの違法を前提としており、本件請求について専らB所長等の行為の違法を主張するのみで、財務会計上の行為である本件給与の支給そのものが何らの規程に違反したものであることは主張していない。

このため、B所長等の公務の執行について検討する。

ア 一時保護について

一時保護については、児童相談所長による一時保護の必要性の判断、すなわち児童相談所長の専門的、合理的な裁量に委ねられており、その判断が著しく不合理であって裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合に限って違法となると解されるところであり、国が定める一時保護ガイドライン等に基づき、事務処理を行っている。一時保護の要否の判断は、この一時保護ガイドライン等に基づき、受理会議等での検討を踏まえて行っている。

一時保護を行う場合には、原則として神戸市こども家庭センター相談判定部門の係長級以上すべてが出席する内部の受理会議等で、その要否を検討している。担当の児童福祉司がその決定に至る過程や調査結果等の記録を作成し、内部決裁の手続きを行っている。一時保護のような行政処分については、決定も解除も共に所長まで書面で決裁を行い、意思決定を行っている。

児童の一時保護を行った場合の日々の指導及び観察については、その児童を担当する児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等が、その記録を作成し、担当の係長、課長までの決裁を行っている。

これら一時保護の業務にかかる費用は、神戸市会計規則その他関係法令に基づき、「神戸市長の権限に属する事務の専決規程」に定める決裁権者の決裁により執行されている。

なお、請求人は、法第33条の規定は、法第26条第1項の措置を採るに至るまでの規

定であり、児童養護施設に入所措置を採られた児童に一時保護は、法律上絶対にあり得ない。当たり前に事件を家庭裁判所に送致しなければならなかった旨主張するが、法第 27 条の 3 の家庭裁判所送致の規定は、第 33 条による一時保護の権限として認められる場合には、除外されることが明記されており、また、一時保護ガイドラインによれば、アセスメント保護について、「これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。」とあり、一旦法第 27 条第 1 項第 3 号による措置として施設入所等を行った児童についても、新たに一時保護の必要性が生じれば、法第 33 条に基づく一時保護が可能であることを示しており、請求人の主張は独自の見解と言わざるを得ない。

イ 法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニの調査、判定及び指導業務について

調査、判定及び指導については、児童相談所運営指針等に沿って以下のように運用されている。

- ①当所への相談、通告等があれば、受理会議を開催し、相談についての主たる担当者、調査、診断、一時保護の要否を協議、検討する。
- ②対象児童について、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、必要に応じ児童精神科医による医学診断、さらに一時保護を行った児童については児童指導員、保育士による行動診断を行う。
- ③上記の診断結果等をもとに判定を行うと共に、援助方針会議を開催して援助方針を決定する。
- ④診断結果や援助方針等に基づき、児童及び保護者に対して必要な指導を行う。
- ⑤これらの調査、判定及び指導について記録を作成のうえ決裁を行う。

これらの業務にかかる費用は、神戸市会計規則その他関係法令に基づき、「神戸市長の権限に属する事務の専決規程」に定める決裁権者の決裁により執行されている。

ウ 憲法第 26 条の就学について

就学に関し、一時保護所においては、学習指導員により学習指導が平日毎日 3 時間行われている。また、公立小中学校において義務教育中の児童については、一時保護期間中は欠席とはならない扱いとなっているほか、学校で行われている定期テストについては一時保護所内で受験可能としている。また在籍校の教員等から教材等を児童に交付する場合もある。児童の在籍校への通学の必要性が高い場合は、在籍校に近い施設へ一時保護委託を行う等により通学を行う場合もある。

これら公務は、法令、一時保護ガイドライン、児童相談所運営指針等に基づき、執行されており、裁量権の逸脱、濫用もなく、違法又は不当である事実は認められない。

また、請求人は、B 所長等が、児童の児童養護施設からの退所の強要、監禁、虐待を行い、憲法第 26 条の就学、法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及びニの調査、判定及び指導業務を欠き、ケア、治療をすることなく、専門の医師等の診断書もなく、リンチして、ケア、賠償を放置し、虚偽公文書を作成、行使し、また公用文書毀損、背任等を行ったと主張するが、その証拠はなく、また、そのような事実も認められない。

よって、B所長等が違法措置を行ったとは認められず、地方公務員法の規定に違反し、刑事責任、懲戒免職妥当であり、今もなお公務を執行する行為は、法と秩序を紊乱、私的制裁、背任等の完遂を強固に支持、承認するものであるにもかかわらず、B所長等に対して給与を支出することは違法又は不当であるとは認められない。

- (4) 理由「法第11条第1項第2号ハ及びニの調査、判定及び指導業務の主要部分を欠き、支弁根拠の診断もないにもかかわらず、調査、判定及び指導業務の費用を支出することは違法である。」について

3(3)イのとおり、調査、判定及び指導業務については、児童相談所運営指針等に沿って運用されており、裁量権の逸脱、濫用もなく、違法又は不当である事実は認められない。また、これらの業務にかかる費用は、神戸市会計規則その他関係法令に基づき、「神戸市長の権限に属する事務の専決規程」に定める決裁権者の決裁により執行されており、違法又は不当である事実は認められない。

また、請求人は、B所長等が、調査、判定及び指導業務の主要部分を欠き、支弁根拠の診断もないにもかかわらず、調査、判定及び指導業務の費用を支出していると主張するが、そのような証拠はなく、また、そのような事実も認められない。

よって、調査、判定及び指導業務の主要部分を欠き、支弁根拠の診断もないにもかかわらず、調査、判定及び指導業務の費用を支出することは違法又は不当であるとは認められない。

第4 結 論

以上のことから、請求人の主張である理由1から4には、理由がないと判断せざるを得ない。よって、措置の必要を認めない。